

2 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	児童労働の送り出し地域兼受入地域であるマクワンプール郡マナハリ村で、地域の児童保護機能強化を通じて児童労働削減を目指す。具体的には次の3つを通じて実現する。1つ目は児童保護政策と児童労働撲滅行動計画を策定し、それを基に児童保護・権利委員会が機能して、関係者と協力して地域での児童労働モニタリングを行えるようにするといった地方行政能力の強化である。2つ目は児童労働に陥る脆弱性の高い児童への個別支援の実施である。3つ目は集落開発委員会と子どもクラブ等を通じた、子どもの権利・保護、児童労働のリスクへの地域住民の意識啓発である。
	This project aims to reduce child labor through the strengthening of child protection mechanism, which means 1.Enhancing child protection capacity of local government, 2.Support to children at high risk of child labor and 3.Increasing community awareness about child labor, in Manahari Rular Municipality in Makwanpur District.
(2) 事業の必要性と背景	<u>ア. ネパールの児童労働の現状</u> ネパールでは5-17歳の子どものうち15.3%（ネパール児童労働レポート、ILO, 2021）が児童労働に従事していると言われる。これは、同じ南アジアのバングラデシュ12%、スリランカ11%と比べても高い割合である（UNICEF Nepal、2018）。ネパール政府は、児童労働法（1999）、児童法（2015）定め、最新の児童労働撲滅の国家計画（2018-2028）では、2025年までに児童労働を撲滅することを目標に掲げている。しかし、法という枠組みや目標は存在しているが、それが現場では有効に機能しておらず、結果、変わらず多くの児童労働従事者が存在している。また、COVID-19感染拡大の影響による親の失業、生活困窮などにより、世界的に児童労働が増えているといわれており（ILO、UNICEF、2021）、この状況はネパールにおいても例外ではない。 <u>イ. 事業地（マクワンプール郡マナハリ村）の現状</u> カトマンズ盆地の南に位置する事業対象地マクワンプール郡マナハリ村2, 4, 6, 8区（3, 424世帯、15, 890名）は、児童労働の送り出し地域および受入地域となっている。隣接する郡都ヘタウダ市にはパートナー団体のChild Workers in Nepal Concerned Center（以下、CWIN ※1）が子ども無料相談電話サービスの拠点を置き、児童労働等から緊急保護した子どものシェルターを運営している。 2018年度に自己資金で実施した6区（495世帯）、2019年度NGO補助金事業で実施した2, 4, 8区（600世帯）での調査（以下2019年度調査）では2, 623名の子どもの中242名（9.2%）が児童労働に従事していることが確認された。（ネパール全体の児童労働率15.3%より低い、ネパール全体の15.3%には農業児童労働が含まれているが、事業地9.2%にはそれが含まれていないため数値差が出ている）このような状況に対して、マナハリ村では児童労働削減支援を行うNGOはない。また、マナハリ村役場では児童労働のみならず子どもに関する基本的な情報を収集、蓄積しておらず、児童労働削減の取り組みも行っていない。村および各区レベルで児童保護・権利委員会（全10委員会）が結成されているが、児童法に基づく、村内での児童保護・権利委員会の具体的な役割は定められておらず、適切に機能していない状態である。 対象地域は、マナハリ村区長、役場と児童労働が多く支援が必要な地区を検討した結果、ハイウェイに近く採石場や車両工房といった働く場所が多く、山奥で貧困度合いが高く学校が遠く学校に行かずに働きに出て行ってしまい易い2、4、6、8区での活動が必要と判断し選定。よって、他の地区の就業場所は多くはなく、対象地区で労働できなくなったため、他の1、3、5、7、9区に移動し労働を始めるといというリスクは低いと考える。

ウ.これまでの事業成果

現在、マクワンプール郡児童労働削減事業（2021年3月～、マクワンプール郡、マナハリ村、日本NGO連携無償資金協力事業）では、地域の児童保護機能強化を通じて児童労働削減を目指して、以下の活動を実施中である（2021年8月時点）。

1) 地方行政の児童保護能力強化

事業地行政（村）へのオリエンテーションを通して、事業への理解を得られたとともに事業実施区における児童労働を含めた子ども関連で抱える課題と今後の課題解決の方針を議論することができた。村および4区の児童保護権利委員会を含む行政関係者の児童労働削減及び児童保護権利政策策定についての関心が高まり、政策策定委員会が設置された。今期後半には児童保護権利政策の作成をさらに進め、それに基づいた児童労働撲滅行動計画を作成する。また、事業地含むマクワンプール郡において、経済的に困窮した計98名の児童へ食料配布、学用品の提供、また、児童婚をさせられそうになった児童の保護等の支援をCWINが実施し、危機的状況から救出することができた。

COVID-19の影響を受け生活が困窮し、支援を求める子どもたちも報告されている。このような保護、そのため児童保護モニタリングを児童保護・権利委員会が、関係者と協力して行えるよう支援を行う。

2) 児童労働に陥るハイリスク児童への個別支援

児童労働に陥る脆弱性の高い児童（＝ハイリスク児童）への個別支援を行うための支援ガイドライン（児童の選定基準、支援計画の作成方法、フォローアップの方法等をまとめたもの）の作成を開始している。その過程で、2021年8月27日にはオンラインにて、日本の社会福祉専門家から個別支援のプロセス、および支援計画の作成方法について、現地担当職員に対して日本での事例の紹介をしながら指導をした。参加者にとって具体的なノウハウ理解の促進に繋がった。今後は、事業地にて全世帯調査を実施の上、ハイリスク児童を選定し、最終化された支援ガイドラインを元に、児童への個別指導を実施していく。このアプローチを通じて、200名の児童に対し、それぞれの状況に応じた個別支援を行う。個別支援の内容は、教育支援、生活向上支援、職業訓練を予定。児童労働への従事を防止するために、中長期的な支援として必要となる。尚、職業訓練については、成人以降、将来の持続可能な就業を促すものであり、そのための基礎スキルを養成することを目的とする。したがって、この職業訓練が児童労働を促すことには繋がらない。

エ. 現行事業の課題

以上のように、マクワンプール郡マナハリ村で活動を進めているが、新型コロナウイルス感染拡大対策のため行動規制が繰り返し発令され、活動の制限や、作業の遅れが生じるなど、以下のような課題が残っている。

課題1 地方行政の児童保護能力、今期は児童法に基づいた児童労働権利政策、さらに児童労働のモニタリングや児童労働削減のための予算確保などを規定する児童労働撲滅行動計画の策定を計画しているが、それを地方行政、地域住民に定着させるには経験がまだ足りない。行政（児童保護・権利委員会メンバーや区職員等）とコミュニティ（地域住民等）を対象に、子どもの権利・保護に関する法律、児童労働の現実、子どもの成長へのリスク等に関する共有会議を実施し定着を図る。

課題2 児童労働に陥るハイリスク児童への個別支援

ハイリスク児童の個別支援に向けて準備が進められているが、一時的な支援だけでは、児童労働への従事は防ぎきれない。中長期的なアプローチが必要になるため、さらなる継続

的なフォローアップが必要である。世帯訪問し状況変化の確認、アドバイス提供といったフォローアップを行っていく。

課題3 地域住民への児童労働に対する意識啓発

今期には、マナハリ村内で社会的活動を行っている、子どもクラブ、集落開発委員会への意識啓発を開始予定だが、短期的な啓発活動では地域住民の意識の変化を定着させ行動に結びつけるには不十分である。課題1への対応としての共有会議で学んだことや、身の回りの児童労働の現状を表す4コマ漫画を子どもクラブのメンバーに書いてもらうといったワークショップを実施し定着を図る。

尚、新型コロナウイルスの影響で、具体的に遅れが生じている1年次の活動は以下の通り。
1-1-1. 行政関係者向け児童保護政策策定オリエンテーション、及び1-1-2. 行政関係者からマナハリ村内の児童保護状況の聞き取りワークショップの実施が、ネパール政府の事業承認（PA）取得後すぐの4、5月中に実施できる予定だったが、ロックダウン相当の行動規制が緩和された6月後半より本格化したため、6～8月に実施することとなった。結果として、1-1-3. 児童保護権利政策案の作成は、開始が8月にずれこんだ。

1-3-1. 児童労働モニタリングおよび緊急保護用車両の提供についても、ネパール政府の事業承認（PA）取得できた4月後半、ロックダウンにより車両の市場も停止したため調達出来ず、調達が9月となった。

●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性

本事業は、ネパールにおける児童労働の撲滅を目指した活動であることから、「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）のターゲット8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終わらせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する、に資する活動と言える。

また、その事業方法はマルチステークホルダーの参加によるもので、かつ日本の社会福祉分野での経験を活かしたものであり、目標17. 持続可能な開発目標のための実施手段を強化し、グローバルパートナーシップを活性化する、のターゲット17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する、という方法に沿った支援だと言える。

ジェンダー平等	環境援助	参加型開発／ 良い統治	貿易開発	母子保健	防災
0:目標外	0:目標外	2:主要目標	0:目標外	0:目標外	0:目標外
栄養	障害者	生物多様性	気候変動(緩和)	気候変動(適応)	砂漠化
0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外	0:目標外

	●外務省の国別開発協力方針との関連性 地方行政の能力強化を通じて児童労働削減を目指す本事業は、外務省国別開発協力方針の重点分野：ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくりにある、開発課題4：連邦制移行期におけるガバナンス強化の、行政能力の強化プログラムの目的に沿ったものである。 ●「T I C A D VIおよびT I C A D 7における我が国取組」との関連性 なし
(3) 上位目標	マクワンプール郡内で働くおよびマクワンプール郡から働きに出る児童労働が撲滅する
(4) プロジェクト目標 (今期事業達成目標)	マクワンプール郡マナハリ村で児童保護政策および児童労働減少行動計画に沿って児童保護機能が強化される。 【今年度目標】「マナハリ村行政関係者、地域住民自身が自主的に参加しマナハリ村の児童労働削減のために活動を行い、児童保護体制が作られ始める」
(5) 活動内容	【2年目】 <u>1. 地方行政（児童保護・権利委員会）の児童保護能力強化</u> <u>地方行政（児童保護・権利委員会等）の児童労働削減取組を支援</u> 1-2. 村及び区の児童保護・権利委員会に対し、1年目の1-1で策定された児童保護政策と児童労働撲滅行動計画についてオリエンテーションを実施（60名×1回） 村及び2.4.6.8区の区レベルの児童保護・権利委員会で月例会議（計12回）の実施を促し、そのうち2回、児童労働を主題とした会議とする（15名×計2回）また、各区の行政（児童保護・権利委員会メンバー、や区職員等）とコミュニティ（地域住民等）を対象に、子どもの権利・保護に関する法律、児童労働の現実、子どもの成長へのリスク等に関する共有会議を実施（150名×計4回）初年度は事業職員が会議の進行に関与しているが、2年目以降は児童保護・権利委員会が自主的に会議の招集と進行を行うようサポートする。 1-4. 2.4.6.8区の児童保護・権利委員会が定期的に児童労働モニタリングを実施し、雇用主に子どもを雇わないよう口頭で説明するよう促す。モニタリングには事業職員が同行して支援（モニタリング参加者15名×計12回実施） 1-5. 2.4.6.8区の児童保護・権利委員会が各区の児童労働モニタリング中に発見された要保護児童、または子ども無料相談電話で通報があった子どもは緊急に保護し、シェルターに搬送し、必要な緊急支援（衣食、病院への搬送、医療の提供、労働局・警察への報告、保護者探し等）を提供（年70人想定）（一部自己資金） 1-6. 村及び2.4.6.8区の児童保護・権利委員会、村長、CWINの子ども無料相談電話担当職員らが共同して各区の児童労働の状況をモニタリングして、改善を確認（モニタリング参加者15名×計2回実施） 1-7. カイラーシュ村とラキシラン村の2村の行政関係者らと、モニタリングから得られたマナハリ村の最新の児童労働実態について共有し、各村での取り組みを促す会議を実施（会議参加者20名×計1回実施） 1-9. 全世帯調査で判明した結果や1年目の1-1で策定された児童保護政策と児童労働撲滅行動計画の、村による普及キャンペーン（ポスターの作成等が見込まれる）を支援する（キャンペーン内容検討会議参加者20人×計1回実施、キャンペーン開始式典参加者60人×計1回実施） マナハリ村行政関係者事業共有会議

1-8. マナハリ村関係者（村長、副村長、社会開発局担当職員、村児童保護・権利担当職員ら）に対して、上記 1-2～1-9 の活動を含めた 1 年間の事業進捗、計画を共有する会議を 1 年の終わりに開催（17 名×1 回）

2. 児童労働に陥るハイリスク児童への個別支援

2-4. 1 年次に選定したハイリスク児童への個別支援を提供（自己資金）の後、隔月で世帯訪問し状況変化の確認、アドバイス提供といったフォローアップをし、記録する（200 名×6 回訪問）

3. 地域住民への児童労働に対する意識啓発

子どもクラブ、集落開発委員会を通じた意識啓発

3-1. マナハリ村の児童保護政策と児童労働撲滅行動計画についての共有会議を全子どもクラブのメンバーを集めて実施する（25 名×年 2 回）また、各集落開発委員会でも実施する（10 名×20 会×年 2 回）初年度は事業職員が会議の進行に関与しているが、2 年目以降は子どもクラブ、集落開発委員会が自主的に会議の招集と進行を行うようサポートする。

上の共有会議で学んだことや身の回りの児童労働の現状を表す 4 コマ漫画を子どもクラブのメンバーに書いてもらうワークショップを専門家の指導の下開催。その後、まとめて 1000 部印刷して下記関係者へ配布し普及啓発に利用する。

学校（2. 4. 6. 8 区）	10 部×32 校＝320 部
区事務所（2. 4. 6. 8 区）	15 部×4 区＝60 部
集落開発委員会	50 部×4 区＝200 部
子どもクラブ	10 部×22 グループ＝220 部
学校（1. 3. 5. 7. 9 区）	10 部×20 校＝200 部

マクワンプール郡レベルの児童労働関係会議

3-2. 郡職員、警察、企業オーナー（雇用主）、宗教関係者、他 NGO に対して児童保護政策と児童労働撲滅行動計画と取り組みの進捗を共有し、各関係者からの協力及び、できることを考えるよう促す。（45 名×年 1 回）また、郡からカイラシュ村とラキシラン村の村役場及び児童保護委員会へ取組を行っていくように促す。

コミュニティラジオでの児童労働啓発番組放送

3-3. 子ども権利・保護に関する政策、児童労働のリスク、マナハリ村の児童労働の実態と削減に向けた取り組みに関する番組をマナハリコミュニティラジオ（マナハリ村全世帯をカバー）で月 1 回、年 12 回放送する。マナハリのコミュニティラジオの技術的指導の下、区毎の子どもクラブメンバーが、番組構成を考え、取材を行い、録音して児童労働啓発番組を作成する（区毎の代表 2 名×4 回/区）また、児童労働啓発に関するコミュニティラジオの公共広告を制作し放送する。児童労働を抱える世帯が持つメディアとしてラジオが最も多いことを把握し（16%（児童労働を抱える世帯の内、ラジオをメディアツールとして持つ世帯率）ILO 児童労働レポート 2021）、ラジオを通じた情報発信を行う。

活動全般において、新型コロナウイルスの影響で更なる行動制限がなされ、世帯訪問などの活動ができなくなった場合、電話での聞き取り、フォローアップを行っていく。

	活動の内、会合やワークショップ等においては、長時間にわたり参加者が集中して議論、受講ができるよう昼食や軽食を提供する。また、円滑に進められるよう文房具を提供する。現地では文化的にも会合の主催者が軽食等を提供しなければならない。 専門家の大橋氏は、本事業の中間評価者として派遣予定。小松氏は、ハイリスク児童への個別支援におけるフォローアップ指導者として派遣予定。
	【直接裨益人口】マクワンプール郡マナハリ村 2, 4, 6, 8 区 3242 世帯 (15, 890 人) 【間接裨益人口】マクワンプール郡マナハリ村 1, 3, 5, 7, 9 区 5281 世帯 (23, 207 人)、ラキシラン村 (4923 世帯、30, 769 名)、カイラーシュ村 (3937 世帯、23, 154 人) ※上記は 2 年次の裨益人口となる。
(6) 期待される成果と成果を測る指標	<u>1. 地方行政（児童保護・権利委員会）の児童保護能力強化</u> 成果 1. 地方行政（児童保護・権利委員会）の児童保護能力が強化され、児童労働が削減される 【2 年目】 指標 2： マナハリ村 2, 4, 6, 8 区のうち 2 つの区児童保護・権利委員会が自主的に、児童労働撲滅行動計画に基づき、現在実施していない市場、工場等での児童労働モニタリングを 6 回以上実施している¹（児童保護・権利委員会のモニタリング記録にて確認） 【3 年目】 指標 3： マナハリ村 2, 4, 6, 8 区のうち 3 つの区児童保護・権利委員会が自主的に、児童労働撲滅行動計画に基づき、現在実施していない市場、工場等での児童労働モニタリングを 9 回以上実施している（児童保護・権利委員会のモニタリング記録にて確認） 指標 4: モニタリングを通じてマナハリ村内の児童労働者数が半減する。 <u>2. 児童労働に陥るハイリスク児童への個別支援</u> 成果 2. 支援対象の児童労働ハイリスク児童 200 名（マナハリ村 2, 4, 6, 8 区）から、新たに児童労働に従事する子どもが出ない 【1～3 年目共通】 指標 5： 支援対象 200 名のうち 80%²以上が児童労働に従事していない（1, 2 年目は支援対象児童の個別継続記録、3 年目はエンドライン調査にて確認）

¹ 過去に N 連事業で実施した KTM レストラン児童労働削減プロジェクトで 3 市（カトマンズ、ラリトプール、キルティプール）にて、年計 11 回のレストランモニタリング（1 市年約 3.7 回）実施でレストランで働く子どもが、事業実施 3 年後に 132 名→30 名（約 23%）に減少した。今回は、都市部から農村部に事業対象地域が変わり、児童労働の現場もレストランのみならず、車両整備工房、バスの呼び込みの現場等も含まれることになり、反応が未知なこともあり、目標を 23%相当には設定せず、半減と設定。また、モニタリング回数は、上に書いたように年 3.7 回程度でも 23%までの減が確認できており、年 6 回（9 回）で十分意欲的な回数と考えられる。

² 2019 年に NGO 事業補助金で実施したベースラインサーベイにおいて、178 名の児童労働従事者の内、① 108 名が経済的理由で、②22 名が自分の意思で、③13 名が友達の影響で、④34 名が学校への興味関心がなかったため、1 名理由不明で児童労働に従事したと返答。本申請事業の活動では、①経済的理由への対応、②自分の意思、③友達の影響を変えるための対応が含まれているため、178 名中 143 名、つまり 8 割以上の児童労働を防ぐことに貢献できると考え、80%と設定。

	<u>3. 地域住民への児童労働に対する意識啓発</u> 成果 3. 児童労働が地域で認められなくなる 【2 年目】 指標 7：子どもクラブと集落開発委員会の会議で年 2 回以上、子どもの権利、保護、児童労働に関して自主的に議論している（各会議の議事録で確認）郡関係者のうち、子どもの権利・保護、児童労働撲滅に新規に取り組む事例が 1 つ以上確認される。（郡関係者会議議事録） 【3 年目】 指標 8：子どもクラブと集落開発委員会メンバーの子どもの保護、権利、児童労働に関する知識が 50%増加する（事業開始時と終了時のアンケートにて比較して確認する）郡関係者のうち、子どもの権利・保護、児童労働撲滅に新規に取り組む事例が 2 つ以上確認される。（郡関係者会議議事録）
（7）持続発展性	本事業はネパールの児童法および児童労働撲滅の国家計画（2018-2028）に基づいた地方行政の児童労働撲滅のための枠組みを機能させるものである。よって、事業終了後も継続的に児童労働の削減につながる取り組みが行政の施策としてなされることが期待できる。さらに現地提携団体はマクワンプール郡ヘタウダ市でネパール政府からの受託事業の子ども無料電話相談事業を今後も継続運営予定で人材も常駐するため、本事業の活動が継続されているかフォローアップし、定着に導くことが可能である。